

○名古屋大学受託研究員等受入要項

(令和2年12月18日名大要項)

(趣旨)

第1 東海国立大学機構受託研究員等規程（令和2年度機構規程第82号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づく受託研究員の受入れに係る手続き、第7条の規定に基づく研究期間の延長に係る手続き及び研究員・研修員の研究方法に関して必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2 この要項に掲げる用語の定義は、規程に定めるところによる。

(受入れを決定する者)

第3 規程第5条第1項の規定に基づく受入決定権者は、当該受託研究員が研究を希望する部局長（以下「部局長」という。）とする。

(受入れの決定)

第4 部局長は、委託者から委託願書の提出があった場合は、支障がないと認められるときは、受入れの決定を行う。

(受入れ決定の通知等)

第5 部局長は、受託研究員の受入れを決定したときは、これを機構長に報告するとともに委託者に通知する。

(研究期間)

第6 研究の必要により委託者が研究期間の延長を願い出たときは、部局長は、第4の規定に準じた手続きを経た後、その延長を許可することができる。

(研究員の研究方法)

第7 部局長は、研究員の希望する研究事項を考慮して、その指導教員を決めるものとする。

2 指導教員は、当該研究事項に係る大学院と同程度の研究の指導を行うものとする。

(研修員の研究方法)

第8 部局長は、研修員の希望する研究事項を考慮して、その指導教員を決めるものとする。

2 指導教員は、当該研究事項に係る研究の指導を行うものとする。

附 則

この要項は、令和2年12月18日から実施し、令和2年4月1日から適用する。